第3次相生市地域福祉計画

【令和5年度~令和9年度】

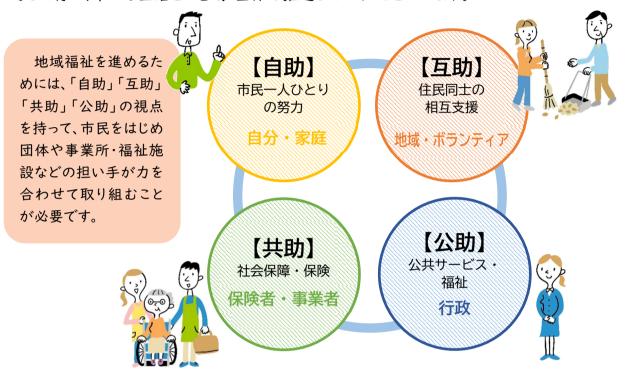
助けあい、支えあい 絆ひろがる あいのまち



^{令和5年3月}相生市

地域福祉とは?

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、助けあい・支えあいの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を"地域"全体で推進していくことをいいます。



地域福祉計画について

計画策定の目的

相生市では、平成 30 年3月に「第2次相生市地域福祉計画」を策定し、地域における様々な福祉課題に共通する問題への対応と、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会、行政などが協力して課題解決に取り組む体制づくりを進めてきました。

相生市における課題やこれまでの取り組みを見直し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、「第3次相生市地域福祉計画」を策定します。

計画の概要

この計画は、社会福祉法第 107 条に基づくもので、相生市の地域福祉の推進に関する事項をまとめた計画です。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を含んでいます。

令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

相生市の地域福祉をめぐる課題

市民の意識醸成と担い手への支援

本市では、自治会加入率の低下や地域活動への参加意向の低下がみられます。市民の地域への愛着を高め、地域活動への参加のきっかけをつくるとともに、地域で活動している団体への支援を通して、担い手の育成に取り組むことが必要です。

地域におけるつながりの維持と強化

高齢者人口の増加、近所付き合いの希薄化から、ひとり暮らし高齢者の見守りや災害時・緊急時の対応が課題となっています。行政や民生委員・児童委員の取り組みだけでは支援が難しくなっている中、地域における交流の場づくりや助けあいのしくみづくりを進め、地域において取り残される人を出さないことが重要です。

多様化する生活課題への対応

近年、地域の生活課題や相談内容は多様化・複雑化しており、支援を必要とする人を地域 全体で支えていくことが必要です。本市では、相談先や相談方法がわからないことが課題となっており、支援を必要とする人が相談や支援につながることができるよう、相談体制の充実と、相談窓口の周知・啓発に努めることが必要です。

一人ひとりの安心と権利を守る体制づくり

市民の災害への不安を取り除くため、災害時の避難体制の整備や、避難行動要支援者への支援など緊急時に地域で支えあうための情報共有等のしくみづくりが必要です。また、道路や施設のバリアフリー化、移動が困難な人の移動手段の確保により、すべての人が社会参加しやすく、安心して暮らすことができるための基盤づくりが必要です。

基本理念

市民をはじめ、地域、関係団体・機関、行政などが一体となって地域福祉活動を推進し、様々なつながりの中で誰もが安心して暮らし続けられることのできる、住みたい、住み続けたいと思えるような相生市を目指すため、基本理念を次のとおり掲げます。

助けあい、支えあい 絆ひろがる あいのまち

基本目標

そだてよう!支えあいの意識と地域の担い手

地域福祉の推進にあたっては、担い手となる人材の確保・育成が必要です。ボランティアや 地域活動が活発に行えるよう、市民が参加しやすい環境やきっかけづくりに取り組むとともに、 活動団体への支援に努めます。

基本施策(1) 地域福祉への意識と理解の向上

地域福祉への理解と関心を深めるとともに、地域への愛着を育むことで、地域活動への参加を促進するため、情報提供や福祉学習の充実に取り組みます。

- 1 自治会活動の活性化
- ② ながら見守り・あいさつ運動の推進
- ③ 広報・啓発活動の充実
- 4 学校や地域における福祉学習の充実



基本施策(2) 地域活動の担い手育成と活動支援

市民が主体的に地域課題の解決に取り組むことができるよう、ボランティア活動への参加 促進や様々な講座の開催、地域のリーダーの育成に努めます。また、ボランティアグループな ど、活動者への支援の充実を図ります。

- ① 地域活動への参加のきっかけづくり
- (2) ボランティア活動の担い手の養成
- ③ ボランティアの担い手と受け手をつなぐしくみづくり
- 4 ボランティアグループへの支援
- 5 地域福祉活動の促進



重点施策 学校や地域における福祉学習の充実

市民一人ひとりが地域課題を自分事として考え、解決に向けて主体的に取り組むことが求められます。 子どもの頃からの福祉学習や地域における学習を促進し、地域福祉への理解促進を図ることで、地域の 担い手づくりに取り組みます。

基本目標 2

ひろげよう!互いに助けあえる地域の絆

地域の中で互いに見守り、助けあい、誰もが安心して生活できる地域づくりを進めるため、地域の居場所や活躍の場の確保、見守り体制の強化に取り組みます。また、関係団体などにより、市民一人ひとりを取り巻くネットワークを構築し、支援を市全体に広げていきます。

基本施策(1)参加・交流できる場の充実

子どもから大人まで気軽に集まれる場や機会の充実を図り、世代間交流を促進します。 また、仲間づくりや活躍の場となる、地域の居場所づくりに努め、誰一人取り残さない地域づ くりに取り組みます。

- 1 世代間交流の推進
- ③ 地域の交流の場づくり
- 2 伝統・文化活動の推進
- 4 活動の場の確保【新規】



基本施策(2) 地域での見守り・助けあいの促進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、子育て世帯などを地域住民や民生委員・児童委員、自治会などが連携して見守る体制をつくり、すべての人が安心して生活できる地域づくりに努めます。

- 1 見守り体制の強化
- ③ 地域ぐるみの子育て支援や見守り
- 2 小地域福祉活動の推進
- 4 地域住民による見守り活動の推進



基本施策(3) 地域をつなぐしくみづくり

地域福祉を市全体で推進していくために、社会福祉協議会やボランティア団体・事業者などとの連携や、関係機関、各種ネットワークなど、地域における連携体制を強化します。

- (1) 地域をつなぐネットワークづくり
- (3) 社会福祉法人の地域貢献の促進【新規】
- (2) 福祉を支えるネットワークづくり
- 4 市民の寄付文化の醸成【新規】

重点施策 小地域福祉活動の推進

地域に住む誰もが身近な場所でつながりを持ち、孤立することなく生活できるよう、住民が主体となった小地域福祉活動を推進します。

重点施策 地域ぐるみの子育て支援や見守り

地域における子育て支援の情報を広く周知するとともに、様々な人が関わった地域ぐるみの見守りを強化し、地域全体で子育て家庭や子どもを見守る環境づくりを進めます。

支援のネットワーク

様々な困難を抱える人が支援を受けることができ、地域で孤立することなく生活できる、 誰一人取り残さない地域を目指すことが重要です。地域、関係団体などと連携し、包括的な 支援体制を整備するとともに、サービスの充実や利用支援に取り組みます。

基本施策(1) 包括的な相談支援体制の整備

支援を必要とする人が、相談できないまま孤独・孤立に陥ることがないよう、多様化する生 活課題に対応できる相談体制の充実を図るとともに、地域、関係機関、団体、事業所などとの 協働のもと、包括的な支援に取り組みます。

- 1 情報提供体制の充実
- 4 身近な相談支援体制の充実
- 2 相談実施体制の強化
- ⑤ 専門機関による相談機能の充実
- ③ 総合的な相談体制の構築



基本施策(2) 様々な困難を抱える人への支援

多様化・複雑化した課題に対し、様々な方法で支援をするとともに、困難を抱える人が社会 の中で孤立することなく自立して生活できるよう、包括的な相談支援をはじめ、地域とのつな がりづくりなど重層的に支援する体制の整備に努めます。

- (1) 生活困窮者への支援体制づくり
- ③ 制度の狭間にある人への支援【新規】
- ② ひきこもりの方への支援体制づくり

基本施策(3) サービスの充実と適切な利用支援

市民のニーズに応じた福祉サービスを提供することができるよう、様々な主体による サービスの充実、事業者に対する支援や情報共有を通じ、サービスの質の向上に努めます。

- ① 地域のニーズを把握するしくみづくり
- 4 サービスを評価するしくみづくり
- ② 地域に適したサービスの提供
- (5) 質の高いサービスの提供
- 3 住民主体のサービスへの支援

重点施策 総合的な相談体制の構築

それぞれの相談窓口において、断らずに受け止め、連携して速やかに支援につなげることのできる体 制を強化します。

重点施策 制度の狭間にある人への支援

関係機関や地域のつながりにより状況を把握することで、早期に適切な支援につなげることができ る、誰一人取り残さない支援体制を構築します。

まもろう!安全な地域社会と 一人ひとりの安心な暮らし

一人ひとりの安全・安心が守られ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、日 頃から災害時などへ備えるとともに、権利擁護の推進に取り組みます。また、バリアフリーや ユニバーサルデザインの推進、移動手段の確保などにより、高齢者や障害のある人でも暮 らしやすいまちづくりを進めます。

基本施策(1) 災害時などの安全・安心のしくみづくり

災害時への備えとして、日頃からの地域における防災活動や避難行動要支援者の支援、 避難所の確保や地域の防犯対策の推進により、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを 進めます。

- (1) 災害時の支援体制の強化
- 4 交通安全対策の推進
- (2) 地域防災体制の確立
- 5 緊急時における支援体制の強化
- 3 自主防犯活動の推進

基本施策(2) 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持ってその人らしい暮らしを続けることができるよう、 成年後見制度の適切な利用を促進します。また、虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

- 虐待・DV防止対策の推進
- ② 成年後見制度の利用促進【新規】

基本施策(3) 社会参加のための基盤づくり

誰もが利用しやすい道路や公共施設の整備、移動手段の確保、高齢者や障害のある人など それぞれの人に配慮した支援、地域づくりを推進します。

- 1 公共交通機関の利便性の確保
- (2) 移動手段などの確保
- ③ バリアフリー化・ユニバーサル社会づくりの推進

重点施策 災害時の支援体制の強化

避難行動要支援者名簿などの活用により、災害時に支援を必要とする人の把握に努め、いざというと きに助けあい、すべての人が安全に避難できる体制を強化します。



計画の推進に向け

計画の推進体制

本計画を推進していくためには、市民や地域が主役となり、地域で活動する関係団体、事業 所、社会福祉協議会、行政などが連携・協働して取り組むことが重要です。地域福祉を担う主 体がそれぞれの役割を果たしながら、ともに地域をつくっていく推進体制を構築します。

市民の役割

市民一人ひとりが主体性を持って地域活動や 地域の課題解決に取り組んでいくことが大切で す。地域での助けあい、支えあいの関係をつく っていくとともに、あいさつ・見守り活動など地 域の活動やボランティア活動に積極的に参加す ることが求められます。

民牛委員・児童委員の役割

市民の身近な相談役として、生活上の様々な 相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービ スへのつなぎ役として、市役所や社会福祉協議 会と情報を共有しながら地域福祉活動に取り組 むことが求められます。

民間事業者の役割

サービスの提供者として、市民のニーズに応 じたサービスの提供、サービスの質の確保に取 り組むとともに、自らも地域社会の一員として、 地域のつながりづくりや支えあい活動を促進す る取り組みが期待されます。

関係団体の役割

活動の輪を広げるため、市民への活動機会の 提供や参加のきっかけづくりに取り組むととも に、団体間における交流、市役所や社会福祉協 議会との一層の連携強化が望まれます。

社会福祉協議会の役割

地域福祉推進の中核を担う組織として、地域 活動やボランティア活動に関する情報の発信や 相談など、活動を支援するとともに、地域福祉 活動を担う団体との連携を強化し、地域の福祉 力の向上に努めることが期待されます。

市役所の役割

本計画を総合的に推進し、多様化・複雑化し た課題に対応するため、関係各課での連携、社 会福祉協議会、関係団体、事業所などとの連携 による包括的な支援体制の整備に努めるとと もに、地域福祉を推進する活動者への支援を行 います。



● 『□・・ 『□・ 第3次相生市地域福祉計画 ● 『□・・ 『□・ □・ 【概要版】



発行年月:令和5年3月

発行·編集: 相生市 健康福祉部 社会福祉課

〒678-0031 兵庫県相生市旭一丁目6番 28 号 TEL:0791-22-7166 FAX:0791-23-4596